

宝塚市給水装置工事施行指針

令和 7 年（2025 年） 4 月
（改訂版）

宝塚市上下水道局

宝塚市給水装置工事施行指針

目 次

第 1 章	総 則	1
第 1 節	趣旨	1
第 2 節	適用	1
第 3 節	給水装置の定義	1
第 4 節	給水装置の種類	1
第 5 節	給水装置の構成	2
第 6 節	給水装置工事の種類	2
第 7 節	給水装置工事等の施行と給水義務	2
第 8 節	給水装置工事の基本項目	3
第 2 章	給水装置の基本計画	5
第 1 節	基本計画	5
第 2 節	基本調査	5
第 3 節	給水方式の決定	7
第 4 節	口径決定の手順	8
第 5 節	計画使用水量の決定	8
第 6 節	給水管の口径の決定	1 8
第 3 章	給水装置の材料	2 5
第 1 節	給水装置の基準適合制度	2 5
第 2 節	メーターまでの使用材料	2 9
第 3 節	メーター下流側の使用材料	3 1
第 4 章	図面作成	3 3
第 1 節	給水装置図面	3 3
第 5 章	メーター	3 6
第 1 節	メーター	3 6
第 2 節	メーターの設置基準	3 6
第 3 節	メーターの設置場所	3 7
第 4 節	メーターの設置方法等	3 7
第 5 節	メーター室	3 8
第 6 節	維持管理	4 0
第 7 節	禁止行為	4 0
第 6 章	給水装置の施工	4 1
第 1 節	給水管の分岐	4 1
第 1 節－1	一般事項	4 1
第 1 節－2	分岐の制限	4 1
第 1 節－3	分岐方法	4 2
第 2 節	配水管の分岐から宅地内の最初に設ける止水栓まで	4 6
第 3 節	給水管の埋設深度	4 6
第 4 節	給水管の明示	4 7
第 5 節	止水栓及び仕切弁	4 7

第 6 節	宅地内までの給水管の引込み先行工事（止水栓設置工事）	4 8
第 7 節	共用の給水管	4 8
第 8 節	配管工事	4 9
第 9 節	撤去工事	5 1
第 1 0 節	土工事	5 2
第 1 1 節	道路復旧工事	5 3
第 1 2 節	現場管理	5 3
第 1 3 節	その他	5 4
第 7 章	水の安全・衛生対策	5 7
第 1 節	水の汚染防止	5 7
第 2 節	破壊防止	5 8
第 3 節	侵食防止	5 9
第 4 節	逆流防止	6 2
第 5 節	凍結防止	6 5
第 6 節	クロスコネクション防止	6 6
第 8 章	貯水槽水道の指導基準	6 7
第 1 節	趣旨	6 7
第 2 節	貯水槽水道の設置	6 7
第 3 節	設計	6 8
第 4 節	受水タンクの構造	6 9
第 5 節	付属設備	7 0
第 6 節	配管構造	7 2
第 7 節	貯水槽水道・直結直圧・増圧方式等のメーターの設置基準	7 4
第 9 章	給水装置工事に伴う申請手続等	7 6
第 1 節	給水装置工事の施工承認	7 6
第 2 節	施工承認する工事	7 6
第 3 節	承認要件	7 7
第 4 節	給水装置工事の届出	7 7
第 5 節	給水装置工事の審査・承認	7 9
第 6 節	給水装置工事承認後の変更	7 9
第 7 節	工事申込みの取り下げ	7 9
第 8 節	口径別分担金	7 9
第 9 節	手数料	8 1
第 1 0 節	貯水槽水道における各戸徴収の取り扱い	8 1
第 1 1 節	臨時用給水装置工事の取り扱い	8 3
第 1 2 節	給水装置の工事検査等	8 4
第 1 0 章	指定給水装置工事事業者の役割	8 8
第 1 節	指定給水装置工事事業者制度	8 8
第 2 節	給水装置工事主任技術者の役割	9 0
第 3 節	給水装置工事主任技術者に求められる知識と技能	9 1
	【付属資料】給水装置工事申込書等の記入例	9 4